

事務事業チェックシート

事務事業No 事業名  
38 国土利用計画法関連事業（土地売買等）

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	1	コンパクトシティの実現
施策	1	集約型のまちづくり
取組方針	1	適正な土地利用の推進

事業種別	継続		
事業期間	～		
事業実施の根拠法令	国土利用計画法		
関連個別計画			
担当課・担当課長・Tel	都市計画課	阪口 敏夫	435-1228
関連課	農林水産課、農業委員会事務局、環境政策課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	○
	その他	○		
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	土木費		
	項	都市計画費		
	目	都市計画総務費		
	大事業	都市計画総務費事業		
	中事業	国土利用法関連事業		

1 事業内容

事業目的	「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か 大規模土地取引（市街化区域2,000㎡以上・市街化調整区域5,000㎡以上）をした者が市に提出する届出書を受理し、土地利用目的の審査を行う。 開発行為等の大規模な土地利用の転換による地域への適合性を判定し、当該地域の土地利用計画に適合するような適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。		全体事業概要 【届出事務】国土利用計画法第23条の規程に基づき、大規模土地取引（市街化区域2,000㎡以上・市街化調整区域5,000㎡以上）をした者が市に対して土地に関する権利の移転又は設定後における土地利用目的等の届出を行う。 市は届出書を受理後、利用目的等の審査を行い、当該地域の土地利用計画に適合するような適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。 【無届土地取引把握調査】土地売買等の契約を締結した日から起算して2週間以内に、国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等の届出を行っていない権利取得者に対する調査を行う。 【遊休土地実態調査】届出後2年を経過した一定規模以上の遊休土地について、遊休土地実態調査及び遊休土地の認定を行う。				
	事業内容	平成27年度 土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査	平成28年度 土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査	平成29年度 土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査	平成30年度 土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査	平成31年度 土地売買届出書の受理及び利用目的の審査等 無届・遊休土地等に関する調査	

2 事業コスト

事業費等（千円）	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	432	341	392	506	470	584	646	646	646	
伸び率（%）	-	-	▲9.3%	48.4%	19.9%	15.4%	37.4%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	4,174	3,433	4,441	7,466	5,973	2,859	2,897	2,897	
	正規職員以外	301	417	0	0	0	0	0	0	
	小計	4,475	3,850	4,441	7,466	5,973	2,859	2,897	2,897	
国庫支出金										
県支出金	432	341	392	506	470	584	646	646	646	
市債										
その他										
一般財源（税等）										
所要人数（人）	正規職員	0.55	0.45	0.58	0.94	0.75	0.36	0.36	0.36	
	正規職員以外	0.14	0.19	0.00	0.00	0.00	0	0	0	
主な予算内訳	消耗品費 566千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
活動指標	国土利用計画法に基づく届出義務の周知（ポスター掲示・リーフレット配布等）	回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1		
			達成度(%)	100.0%	100.0%	100.0%		
成果指標	無届発生率	%	目標値	0	0	0	0	0
			実績値	35.19	32.98	33.68		
			達成度(%)					

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	国土利用計画法に基づき定められている事務のため、市独自の判断で方向性を決定することはできないため。
見直し・改善内容	無届をなくすため、届出義務の周知を行う必要がある。